

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	中国残留邦人等の支援給付等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、中国残留邦人等の支援給付等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中国残留邦人等の支援給付等に関する事務
②事務の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づき、中国残留邦人等及び特定配偶者の生活の安定を目的として、生活保護法の基準により下記の支援事務を行う。 ・支援給付の実施 ・配偶者支援金の支給の実施 ・支援給付の申請に係る事実についての審査 ・支援給付の開始若しくは変更申請の受理及びその申請に対する応答 ・配偶者支援金の申請に係る事実についての審査 ・配偶者支援金の支給の開始若しくは変更申請の受理及びその申請に対する応答 ・職権による支援給付の開始若しくは変更 ・支援給付の停止若しくは廃止 ・支援給付に要する費用の返還 ・徴収金の徴収
③システムの名称	使用せず
2. 特定個人情報ファイル名	
中国残留邦人等支援給付事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・(番号法第9条第1項 別表第一の63の項) (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・別表第一省令第48条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が都道府県知事又は市町村長であって、第四欄(特定個人情報)に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 TEL0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部 社会福祉課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7012

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月2日	公表日	平成28年10月7日	平成30年5月2日	事後	
平成30年5月2日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民権環境部生活交通課	福祉保健部社会福祉課	事後	様式の変更
平成30年5月2日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	生活交通課長 横山 晋	社会福祉課長 大西 健二	事後	
平成30年5月2日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市民総務部市民課	事後	
平成30年5月2日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民権環境部生活交通課 電話番号0773-24-7020	福祉保健部社会福祉課 電話番号0773-24-7012	事後	
令和1年5月29日	公表日	平成30年5月2日	令和元年5月29日	事後	
令和1年5月29日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	社会福祉課長 大西 健二	社会福祉課長	事後	
令和1年5月29日	IV リスク対策	(なし)	追加	事後	
令和2年8月6日	公表日	令和元年5月29日	令和2年8月7日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年8月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が都道府県知事又は市町村長であって、第四欄(特定個人情報)に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、53、70、87、108、116、119の項)	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が都道府県知事又は市町村長であって、第四欄(特定個人情報)に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項)	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年8月6日	II しいき値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和元年5月29日	令和2年8月6日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年8月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月29日	令和2年8月6日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が都道府県知事又は市町村長であって、第四欄(特定個人情報)に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、53、70、87、108、116、119の項)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が都道府県知事又は市町村長であって、第四欄(特定個人情報)に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、94、108、116、120の項)	事後	
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和2年8月6日	令和3年9月1日	事後	
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月6日	令和3年9月1日	事後	